## 報告第37号

専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月22日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

専決処分第24号

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専 決処分する。

令和6年11月12日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

損害賠償額の決定及び和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

- 1 事故発生の日時令和6年4月18日 午後3時5分
- 事故発生の場所
  つくば市■■■■■■■■■■
- 3 相手方
  - (1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■
  - (2) 氏名 ■■ ■■
- 4 事故の概要

訪問先の駐車場から出庫する際、相手側駐車場の縁石ブロックに公用車の左後輪タイヤ及びサイドシルが接触し、縁石ブロックの一部を破損させたもの

5 損害賠償額

金88,616円

## 6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金88,616円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。